

令和4年度（2022年度） 熊本県奨学のための給付金における 前倒し給付募集案内

新入生用

～ 県内の国公立高等学校等在籍者向け ～

熊本県では、全ての意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等における授業料以外の教育費（教科書、PTA会費等）の負担を軽減するため、熊本県奨学のための給付金（以下「給付金」といいます。）を設けています。

本募集は、特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、新入生に対し4～6月分に相当する額の前倒し給付を行うものです。なお、前倒し給付は希望者のみを対象とし、希望しない場合には7月頃に実施する通常の募集において認定作業を経て年間分を給付します。

また、前倒し給付の対象要件に該当しない場合も、家計急変により保護者等の収入が激減した世帯に対しては、「保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯を対象に前倒し給付を行います。（別案内参照）

- 給付金は支給されるものであり、返還の必要はありません。
- 奨学金や就学支援金と一緒に利用することができます。

1 給付対象者

令和4年（2022年）4月1日（基準日）時点で、次の要件すべてに該当する世帯が対象です。

- (1) 当該年度に高校生等が高等学校等に入学し、かつ、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有していること。
- (2) 保護者等*が、熊本県内に住所を有すること。
- (3) 生活保護（生業扶助）を受給している世帯であること又は保護者等全員の令和3年度（2021年度）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯であること。

* 保護者等とは、原則として親権者ですが、世帯の事情により親権者以外の主たる生計維持者や生徒本人となる場合があります。

年額での申請募集は別途通知します。

2 給付金額

1人あたりの給付金額（4～6月分相当額）は、次のとおりです。

世帯区分 学校区分	生活保護 （生業扶助） 受給世帯	道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯	
		1人目の高校生等	・2人目以降の高校生等 ・15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等
全日制 定時制	相当額 8,075円 (年額 32,300円)	相当額 28,525円 (年額 114,100円)	相当額 35,925円 (年額 143,700円)
通信制	相当額 8,075円 (年額 32,300円)	相当額 12,625円 (年額 50,500円)	

* 7～翌3月分については、7月1日現在における世帯区分の年額から4～6月分相当額を差し引いた額を給付します。（⚠️申請が必要です。）

* 給付金額の詳細は、参考1「熊本県奨学のための給付金 対象確認シート」で確認してください。

3 交付決定の通知及び給付金の交付

提出された書類を県において審査のうえ、その結果を、在籍する高等学校等を通じてお知らせします。給付金の交付は、申請時に届けられた金融機関口座へ振り込み予定です。

4 申請手続き

期限までに世帯区分に応じた次の書類を提出してください。

※申請者は、高校生等の保護者等になります。

生活保護（生業扶助）受給世帯

- (1) 「**熊本県奨学のための給付金交付申請書**」
- (2) 「**生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書**」
※ 4月1日時点の生業扶助の措置状況が確認できる場合は、「保護証明書」でも可。
- (3) 「**振込口座が確認できる書類**」（通帳の表紙やキャッシュカードのコピー等）
※ 給付金は、福祉事務所等と相談のうえ、生業扶助（高等学校等就学費）で給付される経費と重複しない授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行の積立金など）として活用してください。

道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

- (1) 「**熊本県奨学のための給付金交付申請書**」
- (2) 保護者等全員分の令和3年度（2021年度）分の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類のうち次のいずれか（写し可）
 - ① 「**マイナンバーカード又は通知カードの写し**」
 - ② 「**マイナンバーが記載された住民票等の写し**」（市町村役場で発行）
 - ③ 「**課税証明書**」（市町村役場で発行）
 - ④ 「**特別徴収額の決定・変更通知書**」（勤務先を通じて配布）
 - ⑤ 「**納税通知書**」（自営業の場合に市町村から送付）
- (3) 「**振込口座が確認できる書類**」（通帳の表紙やキャッシュカードのコピー等）
- (4) 当該世帯に扶養されている2人目以降の高校生等又は15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、対象となる高校生等及び兄弟姉妹の扶養が確認できる「**健康保険証の写し**」（高校生分＋兄弟姉妹分）
※ 給付金額が「143,700円」となる場合に提出してください。
※ 国民健康保険に加入しているため扶養・被扶養の記載がない場合は「**健康保険証の写し**」と「**扶養誓約書**」を、健康保険証を保持していない場合は、「**扶養誓約書**」のみを提出してください。

(5), (6)
を併せて
提出

【マイナンバーで申請するとき】

以下二点の書類も提出してください。

- (5) 「**個人番号カード(写)等貼付台紙**」
- (6) 「**調査等同意書**」

配偶者で所得税法上の扶養に入っている方等については、課税証明書等での提出をお願いします。

※ 課税状況照会でエラーとなる場合があるため

5 提出期限・提出先・問い合わせ先

申請される場合は、下記担当に期限までにご連絡ください

期 限	令和4年4月22日（金）
提 出 先	担当：工業化学科 垣田
連 絡 先	0965-33-2663

※ 保護者等が県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

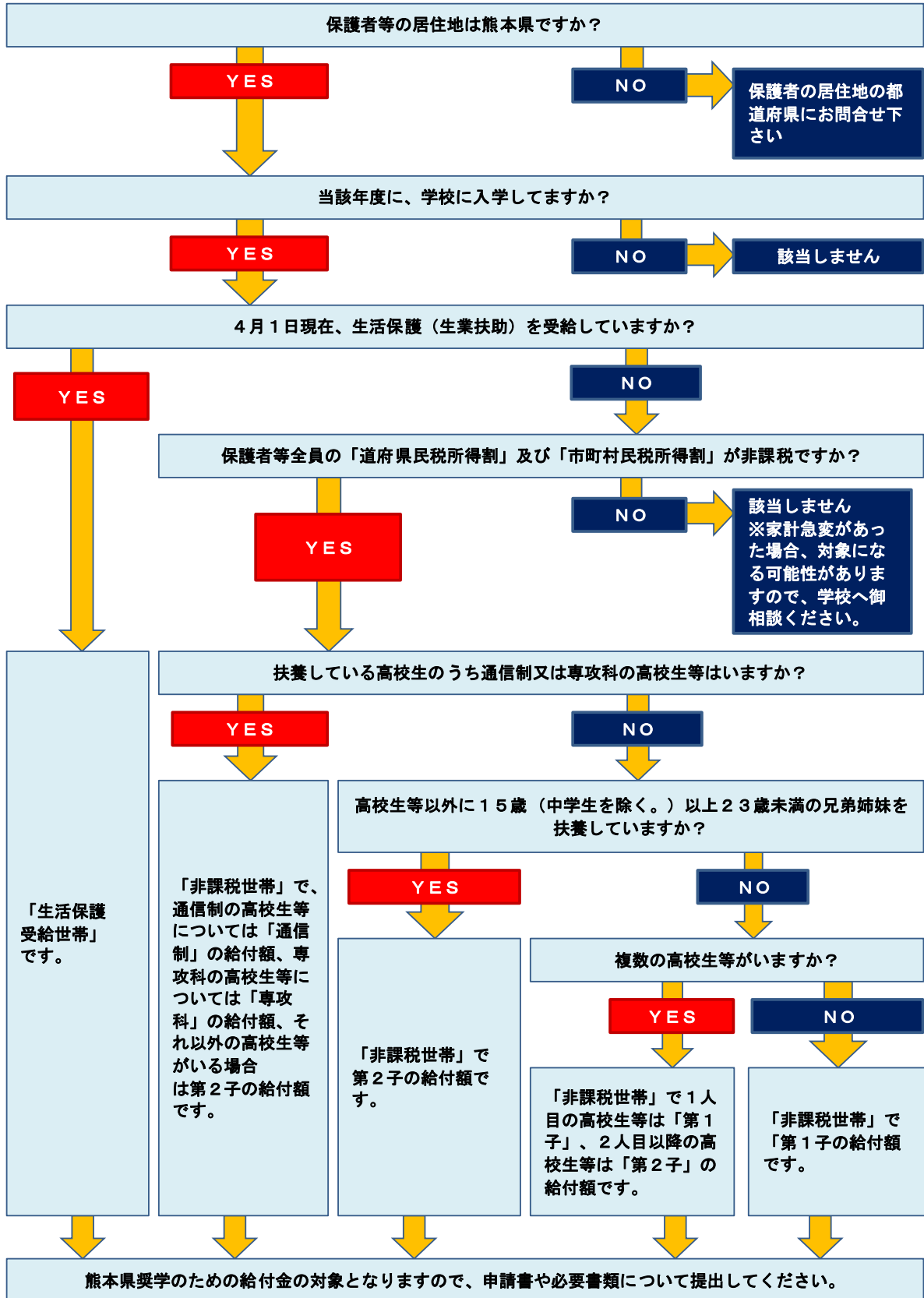
各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPに掲載されています。

ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

【前倒し給付】

参考1 給付金対象確認シート

熊本県奨学のための給付金 対象確認シート（国公立用）



給付額について（年額）

	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	32,300円	32,300円	50,500円
非課税世帯(第1子)	114,100円	50,500円	
非課税世帯(第2子)	143,700円		

(注) 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。

【前倒し給付】

奨学のための給付金 Q & A

Q 1 申請したら必ず全員に給付されますか？

A 1 給付要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、交付を決定した場合に給付されます。

Q 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？

A 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。（収入や所得とは異なります。）市町村が発行する課税証明書等で確認することができます。

県民税	均等割額	CHECK	市民税額	均等割額	CHECK
	所得割額			所得割額	

Q 3 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？

A 3 確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で、申請手続きを行ってください。

Q 4 個人番号カード等又は課税証明書等は同居している祖父母等も必要ですか？

A 4 原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等の個人番号カード等又は課税証明書等は必要ありません。親権者が父母の場合は2名分のみ提出してください。

Q 5 保護者等が海外赴任のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A 5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、対象外です。

Q 6 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A 6 給付金が交付される年度の4月から3月まで（入学年度においては入学日の属する月から3月まで）の1年間休学する場合を除き、給付金の対象となります。

Q 7 退学した場合は給付金を返還する必要はありますか？

A 7 給付金は、基準日時点で判断します。基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

Q 8 子どもは県内の高校に在学、保護者は県外に住んでいます。熊本県に申請できますか？

A 8 給付金の申請は、保護者等の住所がある都道府県に対して行います。申請手続きの詳細については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。